

(2) 外来化学療法を行うにつき必要な機器及び十分な専用施設を有していること。

一の二 連携充実加算の施設基準

(1) 外来化学療法加算1に係る施設基準の届出を行っている保険医療機関であること。

(2) 化学療法を実施している患者の栄養管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。

(3) 他の保険医療機関及び保険薬局との連携体制が確保されていること。

二 中心静脈注射用カテーテル挿入の注3に規定する対象患者

別表第九の二に掲げる者

三 無菌製剤処理料の施設基準等

(1) 無菌製剤処理料の施設基準

イ 病院であること。

ロ 無菌製剤処理を行うにつき十分な施設を有していること。

ハ 無菌製剤処理を行うにつき必要な体制が整備されていること。

(2) 無菌製剤処理料の対象患者

イ 無菌製剤処理料1の対象患者

悪性腫瘍に対して用いる薬剤であって細胞毒性を有するものに関し、皮内注射、皮下注射、筋肉内注射、動脈注射、抗悪性腫瘍剤局所持続注入、肝動脈塞栓を伴う抗悪性腫瘍剤肝